

たばこ税の手持品課税申告の手引

(平成 28 年 4 月 手持品課税用)



この手引は、**平成 28 年 4 月 1 日**午前 0 時現在において、**紙巻たばこ三級品**を販売のため合計 **5,000 本以上**所持する小売販売業者等に対して実施される国のたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税の手持品課税の申告・納税について、小売販売業者等の皆様方に分かりやすく御案内するものです。

なお、御不明な点やさらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）、都道府県税務課・県税事務所等又は市役所・町村役場の税務課にお尋ねください。

国 税 庁 ・ 総 務 省

国税庁及び総務省のホームページでは、たばこ税の手持品課税に関する情報を提供しています。

◆ 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

◆ 総務省ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/>

社会保障・税番号制度の導入について



社会保障・税番号制度の導入により、平成 27 年 10 月以降、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの個人番号（12 桁）が通知され、設立登記法人（株式会社、学校法人、宗教法人等）などの法人や団体の方に 1 法人 1 つの法人番号（13 桁）が通知されています。

税務署へ提出いただく申告書等にも番号の記載が必要となりますが、たばこ税等の手持品課税の申告書については平成 28 年 4 月 1 日午前 0 時現在において実施される手持品課税に係る申告書から、個人番号又は法人番号を記載していただくことになります。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）内の「社会保障・税番号制度について」を御覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」の入口から簡単にアクセスすることができます。

目 次

I	はじめに	1
II	税率改正の概要	2
III	手持品課税の概要	
1	手持品課税の時期	2
2	手持品課税の対象となる場合	2
3	税額の計算方法	4
4	申告の方法	4
5	申告書の提出期限	5
6	税金の納付期限	5
IV	申告書の記載要領	7
V	社会保障・税番号制度について	11
VI	その他	
1	小売販売業者の方の記帳	12
2	所持数量等の確認に対するご協力をお願い	12
VII	設例による税額の計算及び申告書の記載例	
	(設例 1) たばこ事業法第 26 条第 1 項の許可を受けた出張販売先がある場合	13
	(設例 2) 他に営業所(店舗)があり、かつ、自動販売機の設置がある場合	16
	小売販売業者の帳簿の記載例	21

I はじめに

たばこ税関係法令の改正により、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、これらを総称して「たばこ税」といいます。）の特例税率が廃止され、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率が引き上げられます。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施されますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の 4 段階に分けて税率改正が実施されます。

期 間	税 率 (1,000 本当たり)				
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	合 計
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	2,950 円	456 円	481 円	2,925 円	6,812 円
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	3,383 円	523 円	551 円	3,355 円	7,812 円
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	4,032 円	624 円	656 円	4,000 円	9,312 円
平成31年4月1日から	5,302 円	820 円	860 円	5,262 円	12,244 円

これに伴い、平成 28 年から平成 31 年までの各年における 4 月 1 日の午前 0 時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者及び卸売販売業者）の方が、店舗（営業所）、倉庫、居宅等で合計 5,000 本以上の紙巻たばこ三級品を販売のために所持している場合には、その所持する紙巻たばこ三級品について、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税されます。

このことを「手持品課税」といいます。

○ 手持品課税の対象となる紙巻たばこ三級品の銘柄



【主に沖縄県で販売】 【主に沖縄県で販売】

次頁以降、平成 28 年 4 月 1 日に行われる手持品課税の対象範囲、申告及び納税等について説明します。

Ⅱ 税率改正の概要

平成 28 年 4 月 1 日から、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率が引き上げられます。

○ 平成 28 年 4 月 1 日現在の税率

区 分	税 目	税 率 (1,000 本あたり)			1 本あたり 引上げ額
		改正前	改正後	引上げ額	
国 税	たばこ税	2,517 円	2,950 円	433 円	0.433 円
	たばこ特別税	389 円	456 円	67 円	0.067 円
地方税	道府県たばこ税	411 円	481 円	70 円	0.070 円
	市町村たばこ税	2,495 円	2,925 円	430 円	0.430 円
合 計		5,812 円	6,812 円	1,000 円	1.000 円

Ⅲ 手持品課税の概要

1 手持品課税の時期

手持品課税は、**平成 28 年 4 月 1 日（金）**に行われます。

（注）具体的には、**平成 28 年 4 月 1 日の午前 0 時**に製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持する紙巻たばこ三級品に対して行われます。

2 手持品課税の対象となる場合

たばこの販売業者の方が、平成 28 年 4 月 1 日午前 0 時現在において、**合計 5,000 本以上**の紙巻たばこ三級品を販売のために所持している場合には、その所持する紙巻たばこ三級品が手持品課税の対象となります。

◇参 考◇



5,000 本未満（4,999 本以下）となる場合には、申告・納付をする必要がありません。

また、例えば、8,000 本を所持する場合は、5,000 本を超える 3,000 本が課税対象となるのではなく、その 8,000 本全てが手持品課税の対象となります。

所持数量の判定については、以下の点にご注意ください。

《所持数量の判定における注意事項》

- 1 複数の営業所等があり、それぞれの営業所等の場所で紙巻たばこ三級品を所持する場合には、その所持する紙巻たばこ三級品の数量を全て合計し、その合計数量が5,000本以上となるかどうかにより手持品課税の対象となるかどうかを判定します。

(例) A社 a営業所 (a市内) 1,000本
b営業所 (b市内) 2,500本 } 5,500本 ≥ 5,000 **申告義務あり**
c営業所 (c市内) 2,000本



a営業所：所持数量 1,000本 } **それぞれ**
b営業所：所持数量 2,500本 } **申告**
c営業所：所持数量 2,000本 }

- 2 所持数量には、居宅や倉庫などに保管しているものや一時的に他人に保管させているもの（預け在庫）、顧客からの依頼で保管しているもの（預り在庫）も含まれます。ただし、預り在庫のうち、販売の事実が帳簿等により確認でき、かつ代金決済が完了しているものは、所持数量から除かれます。

また、明らかに自己又は同居の親族の喫煙用に所持しているものと認められるものも、所持数量から除かれます。

- 3 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて、旅館、ホテル又は飲食店等で紙巻たばこ三級品の販売をしている場合には、その販売場で所持している紙巻たばこ三級品の数量も所持数量に含まれます。

(注) たばこ事業法上の小売販売業の許可又は出張販売の許可を受けていない旅館、ホテル又は飲食店等が、利用客等の求めに応じてその利用客等に提供するための買い置きとして所持している紙巻たばこ三級品については、手持品課税の対象とはなりません。

- 4 小売販売業者が、自動販売機で紙巻たばこ三級品を販売している場合には、その自動販売機内にある紙巻たばこ三級品の数量も所持数量に含まれます。

3 税額の計算方法

手持品課税による税額は、所持数量に次の表の税率を乗じて計算します。

税 率 (1,000 本当たり)		
国	都 道 府 県	市 区 町 村
たばこ税及び たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税
500 円	70 円	430 円

4 申告の方法

手持品課税の対象となる紙巻たばこ三級品を所持するたばこの販売業者の方は、次の(1)から(4)の申告書(4枚複写)を作成の上、(2)から(4)(複写の2枚目以降)を平成28年5月2日(月)までに営業所又は貯蔵場所の所轄税務署に一括して提出してください。

- (1)「たばこ税等の手持品課税納税申告書」…申告者控用
- (2)「たばこ税及びたばこ特別税の手持品課税納税申告書」…税務署提出用
- (3)「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」…都道府県提出用
- (4)「市町村たばこ税の手持品課税納税申告書」…市区町村提出用

〔ここでいう「区」とは、東京23特別区です。
政令指定都市の区の場合は、市長宛になります。〕

申告書の用紙は、4枚複写となっていますので、切り離さず複写で御記入ください。

また、申告書は、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署において一括して受け付けますので、都道府県や市区町村に別途提出していただく必要はありません。

なお、所轄税務署が遠方にあるなどの事情がある場合には、管轄の都道府県税務課・県税事務所等又は市役所・町村役場に提出していただいても差し支えありません。いずれに提出した場合であっても、申告書は同じ日にそれぞれの提出先に提出されたものとして受理されます。

《郵送する場合》

申告書は、郵送等による提出も受け付けています。この場合は、**所轄税務署宛**に送付願います。

收受日付印のある申告書の控えが必要な場合は、複写により作成した「申告者控用」のほか返信用封筒(宛名を御記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封してください。

※ 申告書の控えへの收受日付印の押印は、收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

なお、申告に当たっては、次の点に注意してください。

《申告に当たっての注意事項》

1 申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに、作成して提出してください。

なお、複数の営業所等を同一税務署管内、かつ、同一市区町村内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、各営業所等ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。

2 小売販売業者が、たばこ事業法第 26 条の規定による出張販売の許可を受けて出張販売先で所持するたばこ、倉庫業者等に保管させているたばこ、又は、自動販売機内に所持するたばこについては、これら出張販売先等のたばこの数量を管理している営業所の所持数量に含めて申告します。

（注）営業所とは、小売販売業者がたばこ事業法第 22 条の規定により財務大臣の許可を受けた場所をいい、貯蔵場所とは、小売販売業者以外の者（製造者、特定販売業者及び卸売販売業者）がたばこを貯蔵している場所（製造場又は保税地域を除く。）をいいます。

5 申告書の提出期限

平成 28 年 5 月 2 日（月）です。

提出期限を過ぎて申告しますと加算税又は加算金が課される場合がありますので、期限内に申告されますよう、十分ご注意ください。

6 税金の納付期限

たばこ税の納期限は、**平成 28 年 9 月 30 日（金）**です。**申告書の提出期限から納期限までに約 5 か月間ありますので、納期限をお忘れにならないようご注意ください。**

次の税区分に応じた納付書を使用して、それぞれに定められた方法により納付してください。

税 区 分	納 付 書 の 種 類	納 付 手 続
国のたばこ税及びたばこ特別税	「たばこ税及びたばこ特別税納付書」	金融機関（銀行等）又は、税区分に応じ、納税地を所轄する税務署、都道府県税事務所若しくは市区町村役場税務課の窓口で納付します。なお、地方税の収納を取り扱う金融機関は、都道府県及び市区町村によって異なります。詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。
道府県たばこ税	「道府県たばこ税納付書」	
市町村たばこ税	「市町村たばこ税納付書」	

（注）1 納付書の「住所」、「氏名」欄には、申告書の「申告者」欄に記入された住所及び氏名を記載してください。

2 営業所又は貯蔵場所ごとに複数の申告書を作成したときには、納付書も申告書ごとにそれぞれ作成してください。

3 納期限を経過してから納付されますと、納期限の翌日から納付日までの延滞税又は延滞金を併せて納付する必要がありますので、必ず期限内に納付してください。

【たばこ税及びたばこ特別税納付書】

「整理番号」欄は記入しないでください。

申告書の「申告者」欄に記載された住所、氏名を記入します。
 なお、申告者の住所と営業所又は貯蔵場所が異なる場合は、営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称も併せて記入してください。

申告書の「④」欄（次ページ参照）の金額を記入します。
 ※ 「合計額」欄の頭に「¥」を記入してください。

※ 設例に係る 20 ページの記載例も御参照ください。

【道府県たばこ税納付書・市町村たばこ税納付書】

「道府県たばこ税納付書」及び「市町村たばこ税納付書」については、都道府県及び市区町村によって様式が異なります。

詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。

Ⅳ 申告書の記載要領

たばこ税等の手持品課税納税申告書

(A) 平成 年 月 日	(D) 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	※ (C) 申告者の種別	小・卸	通信日付印	※ 平成 年 月 日	申告者控用
(B) 税務署長殿	(E) 住所又は居所	店舗名 () (電話番号 - -)				
(F) 知事殿	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)				
市町村長殿	個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください				
	同上代理人					

下記のとおり、平成28年4月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。

区 分	(G) 所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	(H) 税額 (100円未満切捨て)	(I) 修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)
たばこ税及びたばこ特別税	① 本	0.5	② (①×0.5) 円 00	③ 円 00	④ (②又は②-③) 円 00
区 分	(J) 課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	(K) 税額 (1円未満切捨て)	(L) 修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑤ 本	0.07	⑥ (⑤×0.07) 円	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円
市町村税		0.43	⑨ (⑤×0.43) 円	⑩ 円	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円

(M) 出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (電話番号 - -)	名称
	(〒 -) (電話番号 - -)	

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(印) (電話番号 - -)

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。
 ① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
 ⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

申告者控用
 ◎申告期限は平成28年5月2日(月)です
 ◎納期限は平成28年9月30日(金)です

お願い

- 4枚複写（ノーカーボン）となっていますので、切り離さず1枚目の申告者控用の用紙にボールペンで強くはっきりと記入し、4枚全てに押印の上、2～4枚目を提出先に提出してください。

なお、1枚目は申告者の控えとなりますので、大切に保管してください。

- ※印のついている欄には記入しないでください。

記入の仕方

- ㊦ 申告書の提出年月日を記入します。

- ㊧ 申告書の提出先の税務署名、都道府県名及び市区町村名を記入します。

（注）申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに提出する必要があります。

なお、申告書は郵送等により提出できます（営業所又は貯蔵場所の所轄税務署宛送付願います。）。

- ㊨ 「申告者の種別」欄

次の場合に依じて「小」又は「卸」に○印を付します。

小売販売業者の場合	小
上記以外の場合	卸

- ㊩ 「営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称」欄

小売販売業者の場合	たばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けている営業所の所在地及び名称を記入します。 コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等の場合には、 店舗名 も併せて記入してください。
上記以外の場合	貯蔵場所の所在地と名称を記入します。

- ㊪ 「申告者」欄

	「住所又は居所」欄	「氏名又は名称及び代表者氏名」欄	「個人番号又は法人番号」欄（※）
個人の場合	住所を記入します。	氏名を記入します。	個人番号（12桁）を記入します。
法人の場合	本店所在地を記入します。	その名称（「〇〇〇株式会社」と代表者の役職名と氏名（「代表取締役〇〇〇〇」）を記入します。	法人番号（13桁）を記入します。

（注） 申告手続を支店長など代理人が行う場合には、事前に所轄税務署へ「申告・申請等事務代理人届出書」による届出が必要となります。この場合には、「同上代理人」欄に代理人の役職名（又は職業）と氏名を記入します。

※ 「個人番号又は法人番号」欄は、4枚複写の2枚目から記入してください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についての詳細は、11ページを御覧ください。

- ㊦ この申告書を期限内に提出する場合には、()内の文字を二重線で抹消します。
(注) 期限後申告又は修正申告の場合は、該当するいずれかに○印を付します。

㊧ 「所持する紙巻たばこ三級品の数量」①欄

平成28年4月1日午前0時現在に所持する紙巻たばこ三級品の合計本数を記入します。

㊨ 「税額」②欄

「①」欄に記入した数量に、「1本当たりの税率」欄の税率0.5を乗じて計算した金額を記入します。

(注) 100円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

㊩ 「納付すべき税額」④欄

「②」欄に記入した金額をそのまま記入、又は「③」欄の金額を差し引いた金額を記入します。

「たばこ税及びたばこ特別税納付書」に「④」欄の金額を記入し、平成28年9月30日(金)までに納付してください(5・6ページ参照)。

㊪ 「課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数」⑤欄

小売販売業者の場合には、「①」欄の数量(本数)を記入します。

卸売販売業者の場合には、所持する「小売用の紙巻たばこ三級品」の本数を記入します。

㊫ 「税額」(⑥、⑨)欄

「⑤」欄に記入した数量に「1本当たりの税率」欄の税率0.07を乗じて計算した金額を「⑥」欄に、0.43を乗じて計算した金額を「⑨」欄に、それぞれ記入します。

(注) 1円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

上記㊫の端数処理とは異なりますので、特にご注意ください。

㊬ 「納付すべき税額」(⑧、⑪)欄

「⑧」欄には、「⑥」欄に記入した金額をそのまま記入、又は「⑦」欄の金額を差し引いた金額を記入します。

「道府県たばこ税納付書」に「⑧」欄の金額を記入し、平成28年9月30日(金)までに納付してください(5・6ページ参照)。

「⑪」欄には、「⑨」欄に記入した金額をそのまま記入、又は「⑩」欄の金額を差し引いた金額を記入します。

「市町村たばこ税納付書」に「⑪」欄の金額を記入し、平成28年9月30日(金)までに納付してください(5・6ページ参照)。

㊭ 「出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称」欄

喫茶店、旅館、ホテル等において紙巻たばこ三級品を出張販売している場合や、店舗以外の場所に設置している自動販売機において紙巻たばこ三級品を販売している場合などに、その所在地と名称を記入します。

(注) これらの場所が3か所以上あるため記入しきれない場合には、適宜の用紙に記載し、申告書に添付して提出してください。

＜修正申告の場合の留意点＞

修正申告の場合には、次の点に留意してください。

- 「①」、「⑤」欄には、修正後の正しい数量（本数）を、それぞれ記入します。
- 「②」、「⑥」及び「⑨」欄には、修正後の正しい税額を、それぞれ記入します。
- 「③」、「⑦」及び「⑩」欄には、この修正申告前に提出した申告書の「④」、「⑧」及び「⑪」欄に記入した金額をそれぞれ記入します。
- 「④」、「⑧」及び「⑪」欄は、次のとおり計算し、記入します。
「④」欄 = 「②」欄 - 「③」欄（100円未満切捨て）
「⑧」欄 = 「⑥」欄 - 「⑦」欄（1円未満切捨て）
「⑪」欄 = 「⑨」欄 - 「⑩」欄（1円未満切捨て）

V 社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認（番号確認及び身元確認）が必要となるため、本人確認書類を提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、パスポートなど（身元確認）

通知カード（イメージ）



表面

個人番号カード（イメージ）



裏面



社会保障・税番号制度の詳細やお問合せ

【社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せについて】

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>



- ・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

（マイナンバー）

【国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報について】

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

Ⅵ その他

1 小売販売業者の方の記帳

小売販売業者の方は、適正な手持品課税の申告手続きが行えるよう平成 28 年 3 月 25 日（金）から平成 28 年 4 月 8 日（金）までの間、次の事項を日々記帳してください。（記帳の仕方については、21 ページの「小売販売業者の帳簿の記載例」を参照してください。）

- (1) 購入した紙巻たばこ三級品の購入年月日及び数量、仕入先の住所及び氏名又は名称（ただし、仕入れに関する納品書等を保存している場合には、省略して差し支えありません。）
- (2) 販売した紙巻たばこ三級品の販売年月日及び数量
- (3) 返品した紙巻たばこ三級品の返品年月日及び数量、返品先の住所及び氏名又は名称

（注）常時紙巻たばこ三級品の取扱い数量が 5,000 本未満であるなど、平成 28 年 4 月 1 日午前 0 時現在の紙巻たばこ三級品の所持数量が明らかに 5,000 本未満であると認められる場合においては、日々の記帳によらず、一定期間（1 か月以内）ごとのまとめ記帳によることとして差し支えありません。

2 所持状況等の確認に対する御協力をお願い

税務署の職員がたばこの所持状況等の確認のため、営業所等にお伺いする場合がありますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、その際には、申告・納付手続きについて、お分かりにならない点などお気軽に御相談ください。

◆ご注意◆

税務署の職員が営業所等にお伺いする際には、身分証明書等を携帯しておりますので、その場で所属、氏名等を御確認ください。

Ⅶ 設例による税額の計算及び申告書の記載例

(設例 1) たばこ事業法第 26 条第 1 項の許可を受けた出張販売先がある場合

【千代田区の営業所】	【港区の出張販売先である自動販売機】
紙巻たばこ三級品 2,000 本	
上記の他に、	紙巻たばこ三級品 1,500 本
・ 運送途中の紙巻たばこ三級品 1,000 本	
・ 倉庫業者に預けている紙巻たばこ三級品 1,400 本	
・ 顧客から預かっている紙巻たばこ三級品 で代金決済が完了したもの 2,000 本	
・ 顧客から預かっている紙巻たばこ三級品 で代金決済が未済のもの 500 本	
がある。	

1 申告義務の判定

「千代田区の営業所」で所持する紙巻たばこ三級品 (2,000 本) と「港区の出張販売先である自動販売機」で所持する紙巻たばこ三級品 (1,500 本) を合計します。

そのほか、「千代田区の営業所」で所持する紙巻たばこ三級品には、

- ① 平成 28 年 4 月 1 日午前 0 時現在、運送途中のもの…………… 1,000 本
- ② 平成 28 年 4 月 1 日午前 0 時現在、倉庫業者に預けているもの…1,400 本
- ③ 平成 28 年 4 月 1 日午前 0 時以前に販売したたばこで、
顧客から預かっているもので、代金決済が未了のもの……………500 本
も含まれます。

※ 顧客から預かっている紙巻たばこ三級品で代金決済が完了したものは、手持品課税の対象外です (3 ページ ≪所持数量の判定における注意事項≫ 2 を参照)。

判 定	【千代田区の営業所】	
		2,000 本 + ① 1,000 本 + ② 1,400 本 + ③ 500 本
		= 4,900 本
	【港区の出張販売先である自動販売機内】	1,500 本
	合 計	6,400 本
	6,400 本 ≥ 5,000 ⇒ 申告義務あり	

2 納付すべき税額の計算

設例の場合、税額の基礎となる数量 (所持数量) は、千代田区の営業所の分に港区の出張販売先の分も含めますので、6,400 本 (4,900 本 + 1,500 本) となります。

(1) たばこ税及びたばこ特別税

所持本数	税率	納付すべき税額
6,400本	0.5	3,200円

※納付すべき税額は、100円未満を切り捨て、100円単位で算出します。

(2) 道府県たばこ税

所持本数	税率	納付すべき税額
6,400本	0.07	448円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

(3) 市町村たばこ税

所持本数	税率	納付すべき税額
6,400本	0.43	2,752円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

設例1の申告書の記載例は、次のページのとおりです。

《設例1の申告書記載例》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

平成 28年 4月 ●日 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 千代田区霞が関1-●-● 株式会社国税商事 霞が関一丁目支店 店舗名 () (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)		※	申告者の種別 ○ 小 ・ 卸	通信日付印	※ 平成 年 月 日
麹町 税務署長殿 東京都 知事殿 千代田区 市町村長殿	住所又は居所 千代田区霞が関3-●-● (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)	(フリガナ) カフシキカイシャ コクセイショウジ 株式会社 国税商事 代表取締役 ●● ●●			
氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号 同上代理人	この欄は、2枚目から記入してください				
下記のとおり、平成28年4月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
区分	所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	税額 (100円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)
たばこ税及びたばこ特別税	① 6.400 本	0.5	② (①×0.5) 円 3.200	③ 円 00	④ (②又は②-③) 円 3.200
区分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑤ 6.400 本	0.07	⑥ (⑤×0.07) 円 448	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円 448
市町村税	6.400	0.43	⑨ (⑤×0.43) 円 2.752	⑩ 円	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円 2.752
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒●●●-●●●●) (電話番号 ●●-●●●●-●●●●) 港区●●1-2-3		名称 ●●●自動販売機		
税理士法第30条の書面提出	有	作成税理士署名・押印			
税理士法第33条の2の書面提出	有	⑬ (電話番号 - -)			

申告者控用
◎ 申告期限は平成28年5月2日(月)です
◎ 納期限は平成28年9月30日(金)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。
① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

【柏店】		【川口店】	
《店舗内》		《店舗内》	
紙巻たばこ三級品	3,000本	紙巻たばこ三級品	2,500本
《店舗の設置自動販売機内》			
紙巻たばこ三級品	1,500本		

1 申告義務の判定

判定するに当たり、「柏店」で所持する紙巻たばこ三級品と「川口店」で所持する紙巻たばこ三級品を合計します。

判 定	【柏店】 紙巻たばこ三級品（店舗内）	3,000本
	【柏店】 紙巻たばこ三級品 （店舗の設置自動販売機内）	1,500本
	【川口店】 紙巻たばこ三級品（店舗内）	2,500本
	合 計	7,000本
	7,000本 ≥ 5,000 ⇒ 申告義務あり	

2 納付すべき税額の計算

申告書は、各営業所（店舗）ごとに提出する必要がありますので、「柏店」と「川口店」とに区分して税額の計算を行います。

（注）複数の営業所等を同一税務署管内、かつ、同一市区町村内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、各営業所等ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。

税 額 の 基 礎 と な る 数 量		
営業所（店舗）の所在地	た ば こ の 区 分	所 持 本 数
千葉県 柏市	紙巻たばこ三級品	4,500本
埼玉県 川口市	紙巻たばこ三級品	2,500本

税額の基礎となる数量を基に、税額をそれぞれ計算します。

【柏店分の税額計算】

(1) たばこ税及びたばこ特別税

所持本数	税率	納付すべき税額
4,500本	0.5	2,200円

※納付すべき税額は、100円未満を切り捨て、100円単位で算出します。

(2) 道府県たばこ税

所持本数	税率	納付すべき税額
4,500本	0.07	315円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

(3) 市町村たばこ税

所持本数	税率	納付すべき税額
4,500本	0.43	1,935円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

設例2の柏店の申告書の記載例は、18ページのとおりです。
納付書の記載例は、20ページのとおりです。

【川口店分の税額計算】

(1) たばこ税及びたばこ特別税

所持本数	税率	納付すべき税額
2,500本	0.5	1,200円

※納付すべき税額は、100円未満を切り捨て、100円単位で算出します。

(2) 道府県たばこ税

所持本数	税率	納付すべき税額
2,500本	0.07	175円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

(3) 市町村たばこ税

所持本数	税率	納付すべき税額
2,500本	0.43	1,075円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

設例2の川口店の申告書の記載例は、19ページのとおりです。
納付書の記載例は、20ページのとおりです。

《設例2の申告書記載例（柏店分）》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

平成 28年 4月 ●日 柏 税務署長殿 千葉県 知事殿 柏 市町村長殿		※ 申告者の種別 <input checked="" type="radio"/> 小・卸 通信日付印 ※ 平成 年 月 日	申告者控用 ◎ 申告期限は平成28年5月2日(月)です ◎ 納期限は平成28年9月30日(金)です		
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 ●●● - ●●●●) 千葉県柏市●●1-2-3 株式会社霞が関商店 柏店 店舗名 (●●ストア柏店) (電話番号 ●●● - ●●●● - ●●●●)		(〒 ●●● - ●●●●) 住所又は居所 千代田区霞が関3-●-● (電話番号 ●● - ●●●●● - ●●●●●)			
氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ) カシキカイシャ カスミガセキショウテン 株式会社 霞が関商店 代表取締役 ●● ●●		(フリガナ) カシキカイシャ カスミガセキショウテン 株式会社 霞が関商店 代表取締役 ●● ●●			
個人番号又は法人番号 この欄は、2枚目から記入してください		この欄は、2枚目から記入してください			
同上代理人		(印)			
下記のとおり、平成28年4月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
区分	所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	税額 (100円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)
たばこ税及びたばこ特別税	① 4.500 本	0.5	② (①×0.5) 円 2.200	③ 円 00	④ (②又は②-③) 円 2.200
区分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑤ 4.500 本	0.07	⑥ (⑤×0.07) 円 315	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円 315
市町村税	4.500	0.43	⑨ (⑤×0.43) 円 1.935	⑩ 円	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円 1.935
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (電話番号 - -)		名称		
	(〒 -) (電話番号 - -)				
税理士法第30条の書面提出		<input checked="" type="radio"/> 有	作成税理士署名・押印		
税理士法第33条の2の書面提出		<input checked="" type="radio"/> 有	(印) (電話番号 - -)		

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。
 ① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
 ⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

《設例2の申告書記載例（川口店分）》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

平成 28年 4月 ●日 川口 税務署長殿 埼玉県 知事殿 川口 市町村長殿		※ 申告者の種別 <input checked="" type="radio"/> 小・卸 ※ 通信日付印 ※ 平成 年 月 日	収受印		
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 ●●● - ●●●●) 埼玉県川口市●●1-2-3 株式会社霞が関商店 川口店 店舗名 (●●ストア川口店) (電話番号 ●●● - ●●●● - ●●●●)		住所又は居所 (〒 ●●● - ●●●●) 千代田区霞が関3-●-● (電話番号 ●● - ●●●● - ●●●●)			
氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ) カスミカイシャ カスミガセキショウテン 株式会社 霞が関商店 代表取締役 ●● ●●		個人番号又は法人番号 この欄は、2枚目から記入してください			
同上代理人		(印)			
下記のとおり、平成28年4月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。					
区 分	所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	税額 (100円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)
たばこ税及びたばこ特別税	① 2.500 本	0.5	② (①×0.5) 円 1.200	③ 円 00	④ (②又は②-③) 円 1.200
区 分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑤ 2.500 本	0.07	⑥ (⑤×0.07) 円 175	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円 175
市町村税		0.43	⑨ (⑤×0.43) 円 1.075	⑩ 円	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円 1.075
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (電話番号 - -)		名 称		
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="radio"/> 有		作成税理士署名・押印		
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="radio"/> 有		(印) (電話番号 - -)		

申告者控用
 ◎ 申告期限は平成28年5月2日(月)です
 ◎ 納期限は平成28年9月30日(金)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。
 ① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
 ⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

《設例2の「たばこ税及びたばこ特別税納付書」記載例（柏店分）》

国税納付金資金		(納付書)		領収済通知書		(記入例) 円															
年度		税目番号		税務番号		税務番号		税務番号													
28		230		加7		0003		2261		2200		2200		2200		2200		2200		2200	
税目		納期限		住所(所在地)		氏名(法人名)		住所(所在地)													
たばこ税		平成28年9月30日		千代田区霞が関3-0-0 (千葉県柏市001-2-3)		株式会社 霞が関商店 (00ストア柏店)		千代田区霞が関3-0-0 (千葉県柏市001-2-3)													
納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等	
280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401	
合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額	
¥2200		¥2200		¥2200		¥2200		¥2200		¥2200		¥2200		¥2200		¥2200		¥2200		¥2200	

《設例2の「たばこ税及びたばこ特別税納付書」記載例（川口店分）》

国税納付金資金		(納付書)		領収済通知書		(記入例) 円															
年度		税目番号		税務番号		税務番号		税務番号													
28		230		加7		0003		3305		77		1200		1200		1200		1200		1200	
税目		納期限		住所(所在地)		氏名(法人名)		住所(所在地)													
たばこ税		平成28年9月30日		千代田区霞が関3-0-0 (埼玉県川口市001-2-3)		株式会社 霞が関商店 (00ストア川口店)		千代田区霞が関3-0-0 (埼玉県川口市001-2-3)													
納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等		納期等	
280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401		280401	
合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額	
¥1200		¥1200		¥1200		¥1200		¥1200		¥1200		¥1200		¥1200		¥1200		¥1200		¥1200	

※ 「道府県たばこ税納付書」及び「市町村たばこ税納付書」については、都道府県及び市区町村によって様式が異なります。
詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。

小売販売業者の帳簿の記載例

年月日	仕入(取替えを含む。)			販売			返品(取替えを含む。)			参考(在庫数)
	たばこの区分	数量	仕入先	たばこの区分	数量	仕入先	たばこの区分	数量	仕入先	
平成28年 3月25日	紙巻3級品	20×100箱	港区虎ノ門 国税たばこ 販売㈱ 〇〇支店	紙巻3級品	20×10箱	港区虎ノ門 国税たばこ 販売㈱ 〇〇支店	紙巻3級品	20×10箱	港区虎ノ門 国税たばこ 販売㈱ 〇〇支店	2,500本
3月31日	紙巻3級品	20×150箱	〃	紙巻3級品	20×30箱					5,500本
4月8日	紙巻3級品	20×50箱	〃	紙巻3級品	20×10箱					4,000本

この数量(本数)が、5,000本以上である場合に手持品課税の対象となります。
 [営業所を2以上有する場合には、各営業所で所持するたばこの数量をすべて合計して5,000本以上かどうかを判定します。]

仕入れに関する納品書等を保存している場合には、仕入欄の記帳は省略して差し支えありません。

下書き用としてお使いください

たばこ税等の手持品課税納税申告書

収受印		※	申告者の種別	小・卸	通信日付印	※
平成 年 月 日		(千 -)		平成 年 月 日		
税務署長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		店舗名 () (電話番号 - -)			
	知事殿	住所又は居所	(千 -) (電話番号 - -)			
氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ) 印				
個人番号又は法人番号		この欄は、2枚目から記入してください				
市町村長殿	同上代理人	印				

下記のとおり、平成28年4月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。

区分	所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	税額 (100円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)
たばこ税及びたばこ特別税	① 本	0.5	② (①×0.5) 円 00	③ 円 00	④ (②又は②-③) 円 00
区分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑤ 本	0.07	⑥ (⑤×0.07) 円	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円
市町村税		0.43	⑨ (⑤×0.43) 円	⑩ 円	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
	(千 -) (電話番号 - -)	
	(千 -) (電話番号 - -)	

税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名・押印
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	印 (電話番号 - -)

- (注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。

- ① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

申告者控用

◎申告期限は平成28年5月2日(月)です ◎納期限は平成28年9月30日(金)です